

介護職員処遇改善加算提出書類一覧表兼チェックシート(令和2年度版)

(別紙1)

法人名			担当者名		
電話番号			FAX番号		
様式番号	提出書類	提出時 チェック 欄	1事業所のみ	複数事業所	備考
本様式	介護職員処遇改善加算提出書類一覧表兼チェックシート	<input type="checkbox"/>	○	○	
別紙様式1 (添付書類1)	介護職員処遇改善計画書「付表」	/			※計算用に使用し、事業所(施設)で保管してください。
別紙様式2	介護職員処遇改善計画書(令和2年度加算届出用)	<input type="checkbox"/>	○	○	
別紙様式2 (添付書類1)	介護職員処遇改善計画書(事業所一覧表)	<input type="checkbox"/>		○	当該計画書で算定する事業所のうち、広島県内にあるすべての事業所を記入してください。 新規に算定する場合又は、加算区分を変更する場合は、2部作成し、1部を体制届に添付してください。
別紙様式2 (添付書類2)	介護職員処遇改善計画書(届出対象都道府県内一覧表)	<input type="checkbox"/>		○	福山市外(広島県内のみ)の事業所を含む場合提出してください。
別紙様式2 (添付書類3)	介護職員処遇改善計画書(都道府県状況一覧表)	<input type="checkbox"/>		○	複数の他都道府県にある事業所を一括して作成する場合に提出してください。
別紙様式4	特別な事業に係る届出書(令和2年度分)	<input type="checkbox"/>	(※)	(※)	(※)「賃金水準を下げて行う場合」又は「前年度に本届出書を提出した事業者で、今年度も引き続き賃金水準を引き下げる場合」に提出してください。
-	申立書	<input type="checkbox"/>	○	○	
-	介護給付費算定に関する体制等に関する届出書 【処遇改善専用】	<input type="checkbox"/>	(※)	(※)	※新規に算定する場合又は、加算区分を変更する場合は、提出してください。 (例:加算Ⅱ→Ⅰに変更する) 複数事業所がある場合は、事業所等一覧表「別紙様式2(添付書類1)」を1部添付してください。
-	調査票	<input type="checkbox"/>	○(※)	○(※)	(※)2020年度(令和2年度)介護職員等特定処遇改善加算を算定しない事業所は、提出してください。
添付書類	就業規則(写し)	<input type="checkbox"/>	(※)	(※)	(※)「前回提出したもから変更がある場合」又は「新たにキャリアパス要件Ⅰ又は要件Ⅲを満たす場合」は提出してください。 その場合、キャリアパス要件Ⅰ又は要件Ⅲの該当箇所をマーカー等で色付けしてください。
	給与規程(写し)	<input type="checkbox"/>	(※)	(※)	
	労働保険関係成立届等の納入証明書等(写し)	<input type="checkbox"/>	(※)	(※)	(※)過去に提出した場合は不要です。

別紙様式 2

介護職員処遇改善計画書（令和 2 年度届出用）

事業所等情報

介護保険事業所番号 3 4

事業者・開設者	フリガナ 名称	ヒロシマケンコウフクシカブシキガイシャ ひろしま健康福祉株式会社		
主たる事務所の所在地	〒	730-8511		
	都・道 府・県	広島市中区基町10-52		
事業所等の名称	フリガナ 名称	別紙一覧表による	提供するサービス	別紙一覧表による
	電話番号	FAX番号		
事業所の所在地	〒	別紙一覧表による		
	都・道 府・県			
※事業所等情報については、複数の事業所ごと一括して提出する場合は「別紙一覧表による」と記載すること。				

加算区分をプルダウンリストから選択してください。

(1) 賃金改善計画について(本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得るものである。)

① 算定する加算の区分	介護職員処遇改善加算	加算 I
② 介護職員処遇改善加算算定対象月	令和 2 年 4 月 ~ 令和 3 年 3 月	
③ 令和 2 年度介護職員処遇改善加算の見込額		5,412,000 円
④ 賃金改善の見込額(i-ii)	5,659,200 円	
	i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	68,059,200 円
	ii) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額	62,400,000 円

自動計算!
※④が③を上回ることを。
※「計画書様式記載上の変更点・留意点」の表1参照

「計画書様式記載上の変更点・留意点」の表1参照

※前年度計画書で申し出た期間と重複しないよう期間を記載(実施期間の月数は、加算を算定した期間の月数と同一)

賃金改善の方法について

⑦ 賃金改善実施期間	令和 2 年 6 月 ~ 令和 3 年 5 月
※原則各年4月~翌年3月までの連続する期間を記入すること。なお、当該期間の月数は加算の対象月数を越えてならない	
賃金改善を行う賃金項目及び方法(賃金改善を行う賃金項目(増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類(基本給等)等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額について、可能な限り具体的に記載すること。)	
①常勤職員について、月額本俸を1万円増とする。	
②常勤職員の令和2年度期末手当の額を30,000円を年2回支給する。	
③非常勤職員の1時間当たり単価を70円増額する。	
⑧	

具体的に記載すること。

※ ④については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。

※ ④が③以上でなければならないこと。

※ ④ii)の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。即ち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乘せする必要があることに留意すること。

※ 複数の介護サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。

- ・添付書類1: 都道府県等の圏域内の、当該計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業所等の一覧表
- ・添付書類2: 各都道府県内の指定権者(当該都道府県を含む。)の一覧表(都道府県毎)
- ・添付書類3: 計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業者等に係る都道府県の一覧表

(2) キャリアパス要件について

次の内容についてあてはまるものに○をつけること。

要件Ⅰ	次の①から③までのすべての要件を満たす。 ① 職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めている。 ② 職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めている。 ③ 就業規則等の明確な根拠規定を文書で整備し、すべての介護職員に周知している。 ※ 非該当の場合、①から③までの要件をすべて満たすことのできない理由	該当	「該当」又は「非該当」を選択してください。
	非該当の場合、①から③までの要件を満たすことのできない理由を記載。		
要件Ⅱ	次の④及び⑤の要件を満たす。 ④ 介護職員との意見交換を踏まえた資質向上のための目標 ⑤ ④の実現のための具体的な取り組みの内容 (該当するもの全てに○をつけること。)	該当	「該当」又は「非該当」を選択してください。
	ア 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。※当該取組の内容について下記に記載すること イ 資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について下記に記載すること	介護職員との意見交換を踏まえた資質向上のための目標を記載。 当該取組の内容について()内に記載。 当該取組の内容について()内に記載。	
要件Ⅲ	次の⑥及び⑦の要件を満たす。 ⑥ 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。 ⑦ ⑥に該当する具体的な仕組みの内容 (該当するもの全てに○をつけること。)	該当	「該当」又は「非該当」を選択してください。
	ア 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。 イ 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。 ウ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。		

(3) 職場環境等要件について

(※) 太枠内に記載すること。

加算(Ⅰ・Ⅱ)については平成27年4月以降の、加算(Ⅲ・Ⅳ)については平成20年10月から現在までに実施した事項について必ず全てに○をつけること(ただし、記載するにあたっては、選択したキャリアパスに関する要件で求められている事項と重複する事項を記載しないこと。)

資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> 働किながら介護福祉士取得を目指す者に対する者への実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む) 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 キャリアパス要件に該当する事項(キャリアパス要件を満たしていない介護事業者に限る) その他()
労働環境・処遇の改善	<ul style="list-style-type: none"> 新人介護職員の早期離職のためのエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等導入 雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実 ICT活用(ケア内容や申し送り事項の共有(事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む)による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等)による業務省力化 介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備 ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備 その他()
その他	<ul style="list-style-type: none"> 介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化 中途採用者(他産業等からの転職者、主婦層、中高年齢者等)に特化した人事制度の確立(勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等) 障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮 地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上 非正規職員から正規職員への転換 職員の増員による業務負担の軽減 その他()

※ 虚偽の記載や、介護職員処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

本計画書については、雇用するすべての介護職員に対し周知をしたうえで、提出していることを証明いたします。

法人代表者印を押印。

令和 2 年 2 月 1 日 (法人名) ひろしま健康福祉株式会社
(代表者名) ○○ △

印

介護職員処遇改善計画書「付表」

○加算算定見込額算定表

指定サービス事業所	サービス種類	介護報酬見込総単位数①	加算率②	一単位の単価③	加算見込額①×②×③	介護報酬総単位数見込に用いた実績(月単位)	
						実績単位数	摘要
〇〇訪問介護事業所	訪問介護	2,400,000	13.7%	10.00	3,288,000	200,000	令和元年度実績の月平均
△△通所介護事業所	通所介護	3,600,000	5.9%	10.00	2,124,000	300,000	同上
					0		
					0		
					0		
合計					5,412,000		

※1 加算見込額欄は、事業年度の見込額の総額を記入してください。

※2 介護報酬総単位数見込に用いた実績(月単位)の摘要欄には、直近の実績、過去1年間の平均等の実績単位数の根拠を記入してください。

○介護職員賃金総額見込額算定表

指定サービス事業所	加算を算定しない場合の賃金総額①	賃金改善額総額②	賃金改善項目(②の内訳)					賃金改善後の賃金総額①+②
			本俸	手当	期末手当	一時金	法定福利	
〇〇訪問介護事業所	24,000,000	3,412,800	2,812,800		600,000			27,412,800
△△通所介護事業所	38,400,000	2,246,400	1,766,400		480,000			40,646,400
		0						0
		0						0
		0						0
		0						0
合計	62,400,000	5,659,200	4,579,200	0	1,080,000	0	0	68,059,200

○介護職員1人当りの賃金総額見込額算定表

指定サービス事業所	対象職員数(常勤換算数)				
	正規職員	非常勤職員	その他	派遣職員	委託分
〇〇訪問介護事業所	10 (10)	21 (12)	()	()	()
△△通所介護事業所	8 (8)	10 (6)	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
合計	(18)	(18)	(0)	(0)	(0)

○給与改善の具体的内容

<ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員について、月額本俸を1万円増とする。 ・常勤職員の令和2年度期末手当の額を30,000円を年2回支給する。 ・非常勤職員の1時間当たり単価を70円増額する。

具体的内容の計算例の内訳を記載

○給与改善の具体的内容の計算例

	正規職員 改善額						
〇〇訪問介護事業所	10,000	円 × 12ヶ月 ×	常勤換算数 10	人 =	1,200,000		(A)

	正規職員 期末手当						
〇〇訪問介護事業所	30,000	円 ×	2	回 ×	常勤換算数 10	人 =	600,000 (B)

	非常勤職員 改善額						
〇〇訪問介護事業所	70	円/時給 ×	160時間/月	× 12ヶ月 ×	常勤換算数 12	人 =	1,612,800 (C)

(A) + (B) + (C) = 3,412,800 …①

	正規職員 改善額						
△△通所介護事業所	10,000	円 × 12ヶ月 ×	常勤換算数 8	人 =	960,000		(A')

	正規職員 期末手当						
△△通所介護事業所	30,000	円 ×	2	回 ×	常勤換算数 8	人 =	480,000 (B')

	非常勤職員 改善額						
△△通所介護事業所	70	円/時給 ×	160時間/月	× 12ヶ月 ×	常勤換算数 6	人 =	806,400 (C')

(A') + (B') + (C') = 2,246,400 …②

① + ② = 5,659,200

賃金改善額総額②と一致する

別紙様式2（添付書類3）

介護職員処遇改善計画書（都道府県状況一覧表）

法人名	ひろしま健康福祉株式会社
-----	--------------

都道府県	介護職員処遇改善加算の見込額	賃金改善の見込額
北海道	円	円
青森県	円	円
岩手県	円	円
宮城県	円	円
秋田県	円	円
山形県	円	円
福島県	円	円
茨城県	円	円
栃木県	円	円
群馬県	円	円
埼玉県	円	円
千葉県	円	円
東京都	円	円
神奈川県	円	円
新潟県	円	円
富山県	円	円
石川県	円	円
福井県	円	円
山梨県	円	円
長野県	円	円
岐阜県	円	円
静岡県	円	円
愛知県	円	円
三重県	円	円
滋賀県	円	円
京都府	円	円
大阪府	円	円
兵庫県	円	円
奈良県	円	円
和歌山県	円	円
鳥取県	円	円
島根県	円	円
岡山県	円	円
広島県	円	円
山口県	円	円
徳島県	円	円
香川県	円	円
愛媛県	円	円
高知県	円	円
福岡県	円	円
佐賀県	円	円
長崎県	円	円
熊本県	円	円
大分県	円	円
宮崎県	円	円
鹿児島県	円	円
沖縄県	円	円
全国計	E 0円	F 0円

別紙様式2「③令和2年度介護職員処遇改善加算の見込額」に転記。

別紙様式2「④賃金改善の見込額 (i - ii)」と額を一致させること。

※FがEを上回ること。

※ FはEを上回らなければならない。

別紙様式 4

特別な事情に係る届出書（令和 2 年度分）

事業所等情報

介護保険事業所番号 3 4

事業者・開設者	フリガナ 名 称	ヒロシマケンコウフクシカブシキガイシャ ひろしま健康福祉株式会社		
事業所等の名称	フリガナ 名 称	提供する サービス	別紙一覧表による	
			別紙一覧表による	

1. 事業の継続を図るために、介護職員の賃金水準を引き下げる必要がある状況について

当該事業所を含む当該法人の収支（介護事業に限る。）について、サービス利用者数の大幅な減少などにより経営が悪化し、一定期間にわたり収支が赤字である、資金繰りに支障が生じるなどの状況について記載

※ 当該状況を把握できる書類を提出し、代替することも可。

2. 賃金水準の引下げの内容

3. 経営及び賃金水準の改善の見込み

※ 経営及び賃金水準の改善に係る計画等を提出し、代替することも可。

4. 賃金水準を引き下げることに付いて、適切に労使の合意を得ていること等について

労使の合意の時期及び方法等について記載

令和 年 月 日 (法人名)

(代表者名)

印

申 立 書

1 加算の対象事業者としての申請日の属する月の初日から起算して過去一年間に、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働者災害補償保険法、雇用保険法等（以下「労働基準法等」という。）の違反により罰金刑以上の刑に処せられたことはありません。

2 介護職員処遇改善計画書
介護職員等特定処遇改善計画書
の雇用するすべての介護職員への周知については、次のとおり実施しました。

(1) 周知の方法

(2) 周知の時期

(3) その他

上記について、事実と相違ないことを証明いたします。

令和 年 月 日

法 人 名

代表者名

印

調 査 票

※2020年度（令和2年度）介護職員等特定処遇改善加算を算定しない事業所の状況把握のため、貴事業所（法人）における対応について、回答をお願いします。

- 1 介護職員等特定処遇改善加算の算定が難しいと考える要件や理由を選択してください。（複数選択可）

項 目	チェック
1. 介護福祉士の配置等要件	<input type="checkbox"/>
2. キャリアパス要件への対応	<input type="checkbox"/>
3. 職場環境等要件への対応	<input type="checkbox"/>
4. 見える化要件への対応	<input type="checkbox"/>
5. 「経験・技能のある介護職員」の基準設定	<input type="checkbox"/>
6. 月額平均8万円等の賃金改善(※)となる職員の設定	<input type="checkbox"/>
7. 介護職員内の配分方法	<input type="checkbox"/>
8. その他の職種への配分の検討	<input type="checkbox"/>
9. 加算対象外の事業所職員との賃金調整	<input type="checkbox"/>
10. ルールが複雑でよく分からない	<input type="checkbox"/>
11. 加算額が少額であり、書類作成にかかる手間の方が多い	<input type="checkbox"/>
12. 利用者の自己負担の増加	<input type="checkbox"/>
13. その他 []	<input type="checkbox"/>

※月額平均8万円以上又は年額440万円以上の賃金改善

- 2 今後、どのような点が改善されれば、介護職員等特定処遇改善加算を算定しようと思えますか。該当する項目を選択してください。（複数選択可）

項 目	チェック
1. 計画書作成に関する説明会の開催	<input type="checkbox"/>
2. 賃金制度の整備等について、専門職に相談できる体制	<input type="checkbox"/>
3. 処遇改善加算と特定処遇改善加算の様式を統合して、提出書類を簡素化する	<input type="checkbox"/>
4. グループ毎の平均処遇改善額の配分比率の縛りを無くして、事業所の裁量で配分できる	<input type="checkbox"/>
5. 月額平均8万円等の賃金改善となる職員の設定を無くして、事業所の裁量で配分できる	<input type="checkbox"/>
6. 「その他の職種」について、改善後の賃金が年額440万円を上回る場合は対象外という条件を無くして、事業所の裁量で配分できる	<input type="checkbox"/>
7. その他 []	<input type="checkbox"/>



別紙 3

表 1 加算算定対象サービス

サービス区分	キャリアパス要件等の適合状況に応じた加算率				
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)に該当(ア)	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)に該当(イ)	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)に該当(ウ)	介護職員処遇改善加算(Ⅳ)に該当(エ)	介護職員処遇改善加算(Ⅴ)に該当(オ)
・訪問介護	13.7%	10.0%	5.5%		
・夜間対応型訪問介護					
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護					
・(介護予防)訪問入浴介護					
・通所介護					
・地域密着型通所介護					
・(介護予防)通所リハビリテーション					
・(介護予防)特定施設入居者生活介護					
・地域密着型特定施設入居者生活介護					
・(介護予防)認知症対応型通所介護					
・(介護予防)小規模多機能型居宅介護					
・複合型サービス					
・(介護予防)認知症対応型共同生活介護					
・介護福祉施設サービス					
・地域密着型介護老人福祉施設					
・(介護予防)短期入所生活介護					
・介護保健施設サービス					
・(介護予防)短期入所療養介護(老健)					
・介護療養施設サービス					
・(介護予防)短期入所療養介護(病院等(老健以外))					
・介護医療院サービス					
・(介護予防)短期入所療養介護(医療院)					

(ウ)により算出した単位(一単位未満の端数四捨五入)×0.9

(ウ)により算出した単位(一単位未満の端数四捨五入)×0.8

表 2 加算算定非対象サービス

サービス区分	加算率
<ul style="list-style-type: none"> ・(介護予防)訪問看護 ・(介護予防)訪問リハビリテーション ・(介護予防)福祉用具貸与 ・特定(介護予防)福祉用具販売 ・(介護予防)居宅療養管理指導 ・居宅介護支援 ・介護予防支援 	0%

表 3 キャリアパス要件等の適合状況に応じた区分

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	2-(3)-③のキャリアパス要件Ⅰ, キャリアパス要件Ⅱ, キャリアパス要件Ⅲ及び職場環境等要件の全てを満たす対象事業者
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	2-(3)-③のキャリアパス要件Ⅰ, キャリアパス要件Ⅱ及び職場環境等要件をすべて満たす対象事業者
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	2-(3)-③のキャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱのどちらかを満たすことに加え, 職場環境等要件を満たす対象事業者
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	2-(3)-③のキャリアパス要件Ⅰ, キャリアパス要件Ⅱ又は職場環境等要件のいずれかを満たす対象事業者
介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	2-(3)-③のキャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たしていない対象事業者